

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

## 第264回 中国政府による『反不正競争法』改正計画

2024年12月25日、中国全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代」という。）は『反不正競争法』の改正草案を公布し、1カ月間のパブリックコメント募集を実施した。今回の再改正計画は、2019年に2度目の改正が行われて以降6年ぶりのこととなる。改正内容は中国国内産業の現状及び急速な競争環境の変化と密接に関係しているため、今回はこの改正草案から日系企業の注目に値する内容を解説する。

## ◇元日系企業従業員が商業賄賂事件に関わったケース

日系中国現地法人A社は、2015年に現地従業員B氏をセールスマネジャーとして採用したが、B氏は2020年にA社を自主退職した。2022年の某日、警察からA社に「B氏の当時の勤務状況を知りたい」と突然連絡があった。警察はA社に対し、在職中B氏が担当していたある取引先の社長であるC氏が他の企業への贈賄で逮捕され、その取り調べの過程で、C氏がB氏に100万円のリベートを渡していたことが判明したと説明した。これに対しA社はこの事実を全く把握していないとし、社内で実施している従業員コンプライアンス研修の資料（商業賄賂防止の内容を含む）を警察に提出した。警察が捜査を進めた結果、A社からは当該事件に関する他の状況が見出されなかったため、当該事件とA社の関連性は否定され、当該事件は完全にB氏個人が実行した事件と認定された。

B氏が『反不正競争法』の商業賄賂に関する禁止規定違反だけでなく、中国『刑法』で規定された「非国家公務員収賄罪」も構成したことから、裁判所は最終的に懲役2年の判決を下した。

## ◇改訂草案の重点内容

全体的に見て、今回は全面的な大規模改正ではなく、重点問題に対する制度調整となっている。

1、プラットフォーム経営者はプラットフォーム内における公平な競争規則を明確に規定しなければならず、プラットフォーム内経営者の不正競争行為を遅滞なく抑止することを新たに規定した。

2、経営者が混同惹起行為を実施してはならないことに関し、元々保護されていた商品名称、包装、装飾、組織名称、氏名、ドメイン名等一定の影響を有するものに加え、以下を新たに規定した。

(1) 一定の影響を有する他人の新メディアアカウント名、アプリケーション名、アイコンなどを無断で使用することを禁止する。

(2) 他人の登録商標、未登録の著名商標を企業名称中の屋号として無断で使用することを禁止する。

(3) 一定の影響を有する他人の商品名称、企業名称（略称、屋号等を含む）等を無断でその検索キーワードに設定することを禁止する。

また今回、経営者が他人のために混同惹起行為により便宜を供与することも禁止された。

3、商業賄賂の規制では、収賄行為と同様に贈賄行為の禁止を明確に規定した。

4、経営者が実施してはならない規定違反の景品付き販売行為に、景品付き販売活動開始後に正当な理由なく交換条件、景品金額、景品等の景品付き販売情報を変更する行為を追加した。

5、他人の業務上の信用に損害を与えることを禁止する規定に、経営者が虚偽または誤導性のある情報の捏造や伝播を他者に指図することを禁止する内容を追加した。

6、ネットワークを利用した生産経営活動に従事する経営者に対し、以下を新たに規定した。

(1) データ及びアルゴリズム、技術、プラットフォーム規則等を利用し、ユーザーの選択に影響を与えること又はその他方式により、他の経営者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨害、破壊する行為、例えば他の経営者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスに対する悪意による非互換等の行為を実施してはならない。

(2) プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内経営者がその価格設定ルールに従ってコストを下回る価格で商品を販売するよう強制してはならない。

(3) 大企業等の経営者は、自身の資金、技術、取引ルート、業界の影響力等における優位の地位を濫用し、公平な競争秩序を乱してはならない。

7、監督検査部門は経営者の法定代表者又は責任者に指導面談を行い、速やかに改善措置を講じるよう要求できるという内容を追加した。

8、不正競争行為に対する行政処罰を大幅に強化し、そのうち賄賂を実施した経営者に対し、企業自体以外に、個人責任を負う法定代表者、主要責任者及び直接責任者に対しても罰金を科す。

9、本法は域外適用の効力を有することを新たに規定した。

#### ◇日系企業へのアドバイス

『反不正競争法』に規定される商業賄賂禁止等の規則は、中国における日系企業の事業展開に重大な影響を及ぼす。現時点では改正草案段階であるが、本法改正後、正式な発効と同時に速やかに対応するためにも、予想される法制度上の変化を事前に理解しておく価値があると言える。

### 《トランプ関税》

## 中国、米に最大15%の対抗関税＝鉱物の輸出規制も強化

【北京時事】中国政府は4日、米国からの輸入品の一部に最大15%の追加関税を課すと発表した。トランプ米政権による対中追加関税への対抗措置で、今月10日から実施する。スマートフォンの製造に欠かせないタンゲステンなど重要鉱物の輸出規制強化も公表した。

具体的には、米国から輸入する石炭や天然ガスなどに15%、原油や農業機械、排気量の大きな自動車などに10%の関税を上乗せする。

中国商務省は報道官談話を出し、米国の追加関税について「両国の正常な経済・貿易関係の破壊だ」と激しく反発。対話によって問題を解決するよう訴えた。

輸出規制に含まれるのはタンゲステンやモリブデンなど。対象国を明記していないものの、今後米国向けの輸出が滞る可能性が高い。

トランプ米大統領は、不法移民や合成麻薬の米国への流入について、カナダ、メキシコ、中国の3カ国に責任があると主張。中国からの輸入品に10%の追加関税を課す措置を4日に発動した。中国政府は米国を世界貿易機関（WTO）に提訴する方針も表明済みだ。

中国政府は4日、米グーグルに対し、独占禁止法に基づく調査を行うことも表明。世界的なファッションブランド「カルバン・クライン」を展開する米PVHなどについて、同日付で「信頼できない企業」のリストに含めたとも明らかにした。今後、同社の中国事業に影響が出るのは必至とみられる。